

## Apple Pay 特約

### 第 1 条（目的等）

(1)本特約は、第 3 条第 1 項③に定める登録カードにかかるクレジットカード会員規約（以下「会員規約」という）に付帯して、オリコ及び Apple Inc.（以下「Apple 社」という）指定の会員が使用するモバイルデバイス等（以下「モバイルデバイス等」という）を使用した決済システム「Apple Pay」の利用方法、支払方法その他オリコと第 3 条第 1 項①に定める Apple Pay 会員との契約関係等について定めるものです。

(2)本特約は、第 3 条第 1 項①に定める Apple Pay 会員に適用されます。

### 第 2 条（Apple Pay）

(1)Apple Pay は、第 3 条第 1 項②に定める Apple Pay 加盟店から購入した商品・権利の代金又は提供を受けた役務の代金等（以下「利用代金」という）を次の方法にて決済する機能を有します。

①オリコ及び JCB が共に運営する IC チップを用いた非接触式クレジット決済システム「QUICPay」決済機能。

②オリコのクレジットカード決済機能。

(2)一部の登録カードでは、前項の機能の一部を利用できない場合があります。

### 第 3 条（用語の定義）

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。

①「Apple Pay 会員」とは、本特約を承諾の上、モバイルデバイス等を用いて Apple Pay 決済の利用を申込み、オリコが承認した、会員規約に規定する本人会員（法人カードの場合は法人会員を含みます）とその家族会員（法人カードの場合はカード使用者を含みます。以下「家族会員」という）をいいます。

②「Apple Pay 加盟店」とは、QUICPay 加盟店及びオリコが認めた Apple Pay の取扱いが可能な加盟店をいいます。

③「登録カード」とは、Apple Pay 会員が第 4 条の定めに従い、第 9 条第 1 項に定める Apple Pay の利用代金（以下「Apple Pay 利用代金」という）の支払方法として登録するクレジットカードをいいます。

④「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay の利用が可能な加盟店をいいます。

⑤「QUICPay 端末」とは、QUICPay を利用するために QUICPay 加盟店に設置された端末をいいます。

⑥「提携カード会社」とは、Mastercard・Visa・JCB と提携するカード会社をいいます。

### 第 4 条（準備事項等）

(1)Apple Pay の利用を希望する会員は、第 5 条に定める Apple Pay 利用申込みに先立ち、Apple Pay 会員の責任及び費用負担において、モバイルデバイス等の準備、携帯電話通信事業者とのインターネット利用サービス契約の締結その他 Apple Pay の利用に必要な準備を行うものとしします。

(2)Apple Pay 会員は、Apple Pay を利用する場合には、携帯電話通信事業者又は Apple 社の定める規約を遵守するものとしします。オリコは Apple Pay 会員がこれらの規約を遵守しないことによって Apple Pay 会員に生じた損害、不利益等について一切の責任を負いません。

(3)Apple Pay 会員と携帯電話通信事業者との間のインターネット利用サービス契約又はモバイルデバイス等の利用にかかる契約が終了した場合、Apple Pay の全部又は一部の機能が利用できなくなる場合があります。

#### 第 5 条 (利用申込み)

(1)Apple Pay の利用を希望する者は、オリコ及び Apple 社の指定するアプリケーション(以下「本アプリケーション」という)を用いて Apple Pay の利用を申込みものとしします(以下「Apple Pay 利用申込み」という)。

(2)Apple Pay 利用申込みにあたっては、ショートメッセージ、電子メール、電話その他オリコ所定の方法による本人会員の本人確認手続が必要となります。なお、家族会員の Apple Pay 利用申込みにおいては、本人会員の本人確認手続が必要となります。

(3)オリコは、オリコ所定の本人確認手続により会員本人であることの確認ができないときは、オリコは Apple Pay 申込みを承認しないものとしします。

(4)Apple Pay の利用を希望する者は、Apple Pay の利用申込みにあたり、オリコが発行するクレジットカードのうちオリコが認めたカードを Apple Pay の支払カードとして登録するものとしします。

(5)オリコは、オリコが利用を承認した Apple Pay 利用申込者に対して、Apple Pay を利用するために必要な情報(以下「本情報」という)を貸与するものとしします。また、オリコは、本情報を Apple 社又は Apple 社の指定する者へ提供し、Apple 又は Apple 社の指定する者は本情報をモバイルデバイス等に装備された IC チップ(以下「IC チップ」という)に記録します。

(6)Apple Pay 会員とオリコとの Apple Pay の利用に関する契約は、オリコが前項に基づき承認した時に成立します。なお、オリコは、当該契約が成立したときは、本人会員がオリコへ届けているショートメッセージアドレス、電子メールアドレス又は住所宛へオリコ所定の方法によりその旨を通知するものとしします。

(7)IC チップに記録された本情報は、Apple Pay 会員本人以外使用できません。Apple Pay 会員は、本情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとし、第三者に開示又は使用させてはなりません。

(8)Apple Pay 会員が、第 7 項に違反したことにより、第三者が本情報を使用して Apple Pay を利用した場合、オリコは、当該第三者による利用を Apple Pay 会員本人の意思に基づく利用とみなすものとし、Apple Pay 会員は、オリコから請求された Apple Pay 利用代金を支払うものとします。但し、本情報の紛失、盗難又は偽造等による不正利用分については、会員規約に定めるカードの紛失及び盗難に関する規定が適用される場合はこの限りではないものとします。

#### 第 6 条 (Apple Pay デバイス)

(1)Apple Pay 会員は、前条に基づき本情報の登録が完了したモバイルデバイス等（以下「Apple Pay デバイス」という）を使用して Apple Pay を利用することができます。

(2)Apple Pay 会員は、Apple Pay デバイスにつき、機種変更もしくは修理、第三者への譲渡、貸与もしくは担保提供等又は廃棄等の処分をする場合は、オリコ及び Apple 社所定の方法により、本アプリケーションを用いて IC チップから本情報を削除その他 Apple Pay の利用終了に関する手続を行うものとします。

(3)Apple Pay 会員は、Apple Pay デバイスの紛失、盗難、詐取又は横領等の被害にあった場合は、直ちにその旨をオリコへ通知し、最寄りの警察署に届出るとともに、Apple Pay の機能停止措置を行うものとします。

(4)Apple Pay 会員は、IC チップ、本アプリケーション及び本情報につき、偽造、変造、複製、分解、解析、編集又は転載等を行ってはなりません。

(5)Apple Pay 会員が第 2 項又は第 4 項に違反したことにより、第三者が Apple Pay を利用した場合、オリコは、当該第三者による利用を Apple Pay 会員本人の意思に基づく利用とみなすものとし、Apple Pay 会員は、オリコから請求された Apple Pay 利用代金を支払うものとします。

#### 第 7 条 (Apple Pay の利用)

(1)Apple Pay 会員は、Apple Pay 加盟店において Apple Pay デバイスを QUICPay 端末にかざしたうえでオリコ所定の本人認証を経る方法 Apple Pay アプリケーションを操作する方法又はオリコが認める方法により、Apple Pay を利用することができます。

(2)Apple Pay 会員は、次の各号に該当するときは、Apple Pay を利用することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

①Apple Pay デバイス又は本情報を紛失、消去又は破損等したとき。

②Apple Pay デバイスの紛失又は盗難の届出等が行われたことにより、Apple Pay の利用を一時停止しているとき。

③登録カードの紛失、盗難その他会員規約に定める事由により、登録カードの利用が停止されているとき。

④前各号のほか、オリコが Apple Pay 会員の信用状態又は Apple Pay の利用状況等により、

Apple Pay 会員による Apple Pay の利用が適当でないとは判断したとき。

(3)アプリケーションに表示される Apple Pay の利用内容は、確定した利用内容と異なる場合があるため、Apple Pay 会員は、確定した利用内容の確認にあたっては、登録カードについて送付又は提供されるご利用代金明細書等により確認するものとします。

#### 第 8 条 (Apple Pay 決済の利用可能額)

(1)Apple Pay 会員は、登録カードの利用可能枠の範囲内で Apple Pay を利用することができます。

(2)前項にかかわらず、QUICPay 加盟店及び他の Apple Pay 加盟店の一部の加盟店では、Apple Pay の 1 回あたりの利用金額が制限される場合があります。

#### 第 9 条 (債権譲渡の承諾及び立替払の委託)

(1)Apple Pay 会員は、QUICPay 加盟店で利用した場合、QUICPay 加盟店が Apple Pay 会員に対して取得する Apple Pay の利用に係る代金債権について、次の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。

①Apple Pay 加盟店とオリコ又は提携カード会社との契約が債権譲渡契約の場合。尚、債権譲渡に際しては、提携カード会社が認めた第三者を経由する場合があります。

a.Apple Pay 加盟店がオリコに債権譲渡すること。

b.Apple Pay 加盟店が提携カード会社に債権譲渡したうえで、オリコが提携カード会社に立替払いすること。

②Apple Pay 加盟店とオリコ又は提携カード会社との契約が立替払契約の場合。

a.オリコが Apple Pay 加盟店に対し立替払いすること。

b.提携カード会社が Apple Pay 加盟店に立替払いしたうえで、オリコが当該提携カード会社に立替払いすること。

(2)QUICPay の利用により購入した商品の所有権は、オリコが債権譲渡を受けたとき又は立替払いをしたときにオリコに移転し、Apple Pay 利用代金が完済されるまで、オリコに留保されます。

#### 第 10 条 (Apple Pay 利用代金の返済方式及び支払方法)

(1)Apple Pay 会員は、Apple Pay 利用代金を登録カードのカードショッピングの利用代金として支払うものとします。

(2)Apple Pay 利用代金の返済方式は、会員規約に定める返済方式とします。

(3)前項にかかわらず、QUICPay 加盟店における Apple Pay 利用代金の返済方式は、翌月 1 回払いのみとします。但し、登録カードのカードショッピングについて別途返済方式が定められている場合は、当該返済方式に従います。

#### 第 11 条 (Apple Pay の利用期間)

(1)Apple Pay の利用期間は、次のとおりとします。

①登録カードが Mastercard ブランドのカードの場合は、第 5 条に基づきオリコが利用申込みを承認した日から 3 年後の応当月の末日まで。

②登録カードが JCB 又は Visa ブランドのカードの場合は、第 5 条に基づきオリコが利用申込みを承認した日から 5 年後の応当月の末日まで。

(2)前項の利用期間が経過したときは、Apple Pay を利用することができなくなります。

Apple Pay 会員は、当該利用期間経過後も Apple Pay の利用を希望する場合は、第 4 条の定めに従って再度 Apple Pay 利用申込みを行うものとします。

#### 第 12 条 (本情報の再発行)

オリコは、Apple Pay デバイスの紛失、盗難又は破損その他理由の如何を問わず、本情報の再発行を行わないものとします。Apple Pay 会員は、Apple Pay の利用を希望する場合は、第 5 条の定めに従って再度 Apple Pay 利用申込みを行うものとします。

#### 第 13 条 (サービスの一時停止、中止)

オリコは、次のいずれかに該当したときは、Apple Pay 会員に予め通知することなく、Apple Pay の取扱いを停止又は中止することができるものとします。この場合、Apple Pay 会員に損害が生じたとしても、オリコは何ら責任を負わないものとします。

①天災地変、戦争、暴動、通信回線の不具合その他オリコの責に帰さない事由により、Apple Pay が利用できなくなったとき。

②コンピュータシステムの保守等のため Apple Pay の取扱いを停止又は中止する必要があるとオリコが判断したとき。

③前各号に定めるほか、オリコの責に帰さない事由により Apple Pay の取扱いが停止又は中止となったとき。

#### 第 14 条 (Apple Pay の利用終了)

Apple Pay 会員は、Apple Pay の利用終了を希望するときは、Apple Pay デバイスからの登録カード情報の削除その他オリコ所定の処理を行うものとします。

#### 第 15 条 (Apple Pay の利用停止)

(1)オリコは、次の各号のいずれかに該当したときは、Apple Pay 会員に予め通知することなく Apple Pay の利用を停止又は終了することができるものとします。

①Apple Pay 会員が本特約又は会員規約に違反したとき。

②Apple Pay の最終利用日よりオリコが定める一定期間 Apple Pay の利用がないとき。

③会員が会員規約に定める会員資格喪失事由に該当したとき。

④現金化目的の利用その他 Apple Pay 会員による Apple Pay の利用状況が適当でないとき、オリコが判断したとき。

(2)オリコは、Apple Pay デバイス内の本情報が削除された事実を知った場合、Apple Pay 会員が退会の申出を行ったものとして取り扱うものとします。

#### 第 16 条 (知的財産権)

本情報に関する知的財産権等はオリコ又はオリコに当該知的財産権等の使用を許諾している第三者に帰属します。Apple Pay 会員は、本特約で定められた用途以外に本情報を使用することはできないものとします。

#### 第 17 条 (免責事項)

(1)Apple Pay 会員が Apple Pay を利用したことにより、モバイルデバイス等の通話機能、インターネット通信機能その他の機能の全部もしくは一部を利用できなくなった場合又はモバイルデバイス等内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が生じた場合であっても、オリコに故意又は重過失があった場合を除き、オリコは責任を負わないものとします。

(2)携帯電話通信事業者その他の第三者が提供する物品もしくはサービスに起因して、モバイルデバイス等の通話機能、インターネット通信機能その他の機能の全部もしくは一部を利用できなくなった場合、モバイルデバイス等内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が生じた場合又は Apple Pay 決済を利用することができない場合であっても、オリコに故意又は重過失があった場合を除き、オリコは責任を負わないものとします。

#### 第 18 条 (本特約の変更)

オリコが予め会員に一定期間の猶予期間を設けて本特約の変更内容を通知したときは、当該期間の経過をもって本特約の変更の効力が生じるものとします。

#### 第 19 条 (会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。